

業者特定評価基準

1 提案の評価方法

提案書の評価は、あらかじめ附属市民総合医療センター第一契約審査会で承認された評価基準を基に評価点を採点し、評価が高い上位者を交渉権者とします。

2 評価委員会における評価手順

多様な視点から評価する評価委員会を設置し、評価を行います。

- (1) 評価委員会を開催し、提案書の精査及び提案書のプレゼンテーションの後、各評価委員は評価項目ごとに評価点を評価表へ記入します。
- (2) 評価後に評価表を回収し、事務局が集計し、評価委員会に報告します。
- (3) 評価委員会を附属市民総合医療センター第一契約審査会に諮ります。

3 総合得点の算出方法

(1) 評価項目

- ア 提案に対する基本的な考え方【20点】
- イ 調理・衛生管理・教育関連業務【200点】
- ウ 指揮管理体制及び人員配置【60点】
- エ 自由提案【10点】
- オ 委託料の妥当性【10点】

(2) 各評価項目の評価点

提案書記述内容により、原則5点、4点、3点、2点、1点の5段階評価としますが、5段階評価の目安は、次のとおりとし、標準的な提案は3とします。

また、例外として設問内容により4段階、3段階、2段階評価も設定しますが、評価対象外の場合は0点とします。

【評価の目安】	
5	極めて優れている
4	優れている
3	標準的である
2	やや劣っている
1	劣っている

※評価委員は、上記の点数で評価します。

(3) 各評価項目のウェイト

各評価項目は重要度に応じ、1、2、4の係数を設定し、評価点に乗じます。

(4) 総合計点数

評価点の満点は300点とします。

ただし、(3) — ①の一部の項目を満たさない場合は、失格となります。

4 参加表明事業者が1者のみであった場合は、最大評価点（満点）の60%を評価基準点とします。